

## 令和6年度 長崎県環境物品等調達方針の主な修正点

令和5（2023）年4月に策定した本県の「長崎県環境物品等調達方針」から、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の変更（令和5年12月22日閣議決定）等を踏まえて修正を行った主な内容は、以下のとおりである。

なお、今回の修正（判断の基準等の見直し26品目）により、令和6年度における特定調達品目は、22分野259品目（長崎県認定リサイクル製品を除く）となる。

## 判断の基準の見直し（主な変更内容）

## （1）分野横断的な内容

- ・ 「カーボンフットプリント ガイドライン」の策定（令和5年5月、経済産業省・環境省作成）に伴う修正

※判断の基準又は配慮事項として設定した品目が参照するカーボンフットプリント（物品等の定量的環境情報の適切な算定・開示）の参照規格として該当するISO（14067、14040、14044）に加え、同ガイドラインを併記（当該品目の備考に追記）

「カーボンフットプリント ガイドライン」の策定に伴い、定量的環境情報の変更のみを行った品目は下記のとおり

- ・ 3. オフィス家具等（p26）
- ・ 8. 家電製品（8-2 テレビジョン受信機）（p91）
- ・ 11. 照明（11-2 ランプ）（p123）
- ・ 13. 消火器（p136）
- ・ 15. インテリア・寝装寝具（15-2 カーペット）（p144）

## （2）その他、分野別の内容（「カーボンフットプリント ガイドライン」の策定に伴う修正分を除く）

## ◇ 「1. 紙類」分野

## ● 「塗工されていない印刷用紙」について（p7～10）

- ・ 総合評価値を80以上に変更し、評価値、指標値、加算値を見直し（古紙パルプ配合率の最低保証の撤廃、「管理木材パルプ」を新たに区分し重みづけを0.75に引き上げ。白色度は、古紙パルプとバージンパルプの配合率に応じた基準値に基づき最大15点を加点する変更。）
- ・ 配慮事項に総合評価値がより高いものであることを追加

## ● 「塗工されている印刷用紙」について（p7～10）

- ・ 総合評価値を80以上に変更し、評価値、指標値、加算値を見直し（古紙パルプ配合率の最低保証の撤廃、「管理木材パルプ」を新たに区分し重みづけを0.75に設定。）
- ・ 配慮事項に総合評価値がより高いものであることを追加

◇ 「2. 文具類」 分野

- 文具類共通の判断の基準について (p23)
  - ・ 大部分の材料が金属類の製品に係る経過措置の終了
- 「布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。）」について (p15)
  - ・ ラミネート層の扱いについて修正
- 「ノート」について (p19)
  - ・ 塗工されている印刷用紙の判断の基準の見直しに伴う変更

◇ 「4. 画像機器等」 分野

- 「コピー機」の判断の基準について (p29～p35)
  - ・ 判断の基準の基準値1の「定量的環境情報が開示されていること」に係る1年間の経過措置を終了
- 「複合機」の判断の基準について (p29～p35)
  - ・ 判断の基準の基準値1の「定量的環境情報が開示されていること」に係る1年間の経過措置を終了
- 「拡張性のあるデジタルコピー機」の判断の基準について (p29～p35)
  - ・ 判断の基準の基準値1の「定量的環境情報が開示されていること」に係る1年間の経過措置を終了
- 「プロジェクタ」について (p48～p50)
  - ・ エコマーク基準を満たすこと又は同等のものであることを判断の基準の選択肢として追加
  - ・ 対象範囲の拡大（5,000ルーメン以上の製品を追加）
  - ・ 配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加

◇ 「6. オフィス機器等」 分野

- 「シュレッダー」について (p74～p75)
  - ・ エコマーク基準を満たすこと又は同等のものであることを判断の基準の選択肢として追加
  - ・ 特定の化学物質の使用の制限を配慮事項から判断の基準に格上げ
  - ・ 配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加
- 「電子式卓上計算機」について (p80)
  - ・ バイオマスプラスチックに係る判断の基準を追加

◇「8.家電製品」分野

●「電気便座」について (p93)

- ・ エネルギー消費効率に係る判断の基準を変更するとともに、1年間の経過措置を設定

◇「10.温水器等」分野

●「ヒートポンプ式電気給湯器」について (p104～p106)

- ・ エネルギー消費効率に係る判断の基準を変更
- ・ 配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加

●「ガス温水機器」について (p107～p110)

- ・ エネルギー消費効率に係る判断の基準を変更
- ・ ハイブリッド給湯器を対象に追加
- ・ 配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加

●「石油温水機器」について (p111～p114)

- ・ エネルギー消費効率に係る判断の基準を変更
- ・ 配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加

●「ガス調理機器」について (p115)

- ・ 配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加

◇「11.照明」分野

●「LEDを光源とした内照式表示灯」について (p119～p120)

- ・ 配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」及び「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること」を追加

◇「12.自動車等」分野

●「乗用車」について (p124～p126)

- ・ 燃費基準値の変更 (ハイブリッド自動車は2030年度基準70%達成レベルへ引き上げ)
- ・ カーエアコン冷媒に係る配慮事項(GWP150以下)を判断の基準に格上げるとともに、2026年度(令和8年度)末までの経過措置を設定

●「小型貨物車」について (p124～p131)

- ・ 燃費基準値の変更 (2022年度基準90%達成レベルへ引き上げ)

◇「20.公共工事」分野

●「自動水栓」について (p204)

- ・ 節水効果の向上を図るため、判断の基準等を見直し

◇ 「21. 役務」分野

- 「印刷」について (p213～p219)
  - ・ 印刷用紙の判断の基準等の見直しに伴う変更
- 「食堂」について (p220)
  - ・ 食器は可能な限り修繕、再生利用が行われることを配慮事項に追加
- 「印刷機能等提供業務」について (p231～p232)
  - ・ コピー機等の定量的環境情報開示に係る経過措置の終了に伴う変更